



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

1130	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課).....	1
1131	介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	(").....	2
1132	指定自立支援医療機関の指定	(障害福祉課).....	2
1133	〃	(").....	2
1134	県営土地改良事業計画の決定	(農業農村整備課).....	2
1135	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	3
1136	〃	(").....	3
1137	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(").....	4
1138	〃	(").....	4
1139	〃	(").....	4
1140	〃	(").....	5
1141	道路の位置の指定	(都市政策課).....	5
1142	日高港（名田地区）の港湾隣接地域の指定	(港湾空港振興課).....	5

告 示

和歌山県告示第1130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30714014 20	Tak株式会社	訪問介護ステーショングッデイ	和歌山県海南市重根530-1 フレグランス大谷102号室	訪問介護	令和 4.10.1	令和 10.9.30
30720008 09	株式会社HUG	ヘルパーステーションえくぼ	和歌山県御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階B号室	訪問介護	令和 4.10.1	令和 10.9.30
30721010 94	株式会社SOuRIRE	おはな	和歌山県日高郡日高川町小熊3990番地3	訪問介護	令和 4.10.1	令和 10.9.30
30722018 60	合同会社connect	ケアサポートかなで	和歌山県田辺市神島台1-13	訪問介護	令和 4.10.1	令和 10.9.30
30722018 78	株式会社あかつき会	ヘルパーステーションあかつき	和歌山県田辺市高雄一丁目17番8号	訪問介護	令和 4.10.1	令和 10.9.30

和歌山県告示第1131号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30614902 27	株式会社光友	訪問看護ステーション誠花	和歌山県海南市船尾27 6番地 港橋ビル1階	訪問看護	令和 4.10.1	令和 10.9.30
				介護予防訪問 看護	令和 4.10.1	令和 10.9.30

和歌山県告示第1132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
フォレスト株式会社	和歌山市紀三井寺661-8 アバンセβ1 01号室	クラシア訪問看護ステーション	令和 4.10.1

和歌山県告示第1133号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
Lilac合同会社	和歌山市毛見450-7 サンワ浜の宮106 号	クルミ訪問看護ステーション	令和 4.10.1

和歌山県告示第1134号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営ため池等整備事業六人池地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に審査請求をすることができる。

また、この土地改良事業計画については、上記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となる。）として、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧期間満了の

日の翌日から起算して15日以内に審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

なお、この土地改良事業計画が定められたことを知った日又は当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この土地改良事業計画が定められた日又は当該審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができなくなる。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

令和4年10月17日から同年11月14日まで

3 縦覧場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、伊都振興局農林水産振興部農地課及びかつらぎ町建設課

和歌山県告示第1135号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1136号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第1137号

令和4年和歌山県告示第1008号（以下「告示第1008号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
宮本登
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1008号のとおり

和歌山県告示第1138号

令和4年和歌山県告示第1009号（以下「告示第1009号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
山下岩吉
上森惣七
上森辰治郎
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第1009号のとおり

和歌山県告示第1139号

令和4年和歌山県告示第1010号（以下「告示第1010号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不明である通知の相手方
殿崎富夫
山下藤子
筒井政恵

應地健秀

青田浩一

青田八朗

青田良作

青田栄二

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1010号のとおり

和歌山県告示第1140号

令和4年和歌山県告示第1011号（以下「告示第1011号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 所在が不明である通知の相手方

亀井完

- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件

告示第1011号のとおり

和歌山県告示第1141号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和4年10月14日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3593	岩出市中黒字坂ノ上37番1の一部、37番4の一部、38番1の一部	奈良県五條市田園二丁目2番地の1 株式会社井上地所 代表取締役 井上數世	令和 4.9.28	6.00	60.06

和歌山県告示第1142号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、日高港（名田地区）の港湾隣接地域を次のとおり指定する。

令和4年10月14日

日高港港湾管理者 和歌山県

代表者 和歌山県知事 仁坂吉伸

日高港（名田地区）港湾隣接地域

基点1 北緯33度50分50秒2378 東経135度10分03秒5234の地点

基点2 北緯33度50分50秒1096 東経135度10分03秒5237の地点

基点3 北緯33度50分49秒8742 東経135度10分03秒0019の地点

基点4 北緯33度50分48秒8632 東経135度10分01秒6149の地点

基点5 北緯33度50分48秒6952 東経135度10分01秒6081の地点

基点6 北緯33度50分48秒6923 東経135度10分01秒4725の地点

地域の表示

基点1から基点6までを順次直線で結んだ線、基点1から319度11分23秒に引いた線、基点6から319度11分23秒に引いた線及び水際線に囲まれた陸域